平成２２年（フ）第２５１２号
福岡市東区水谷２丁目27番６号
債務者　杉浦　智親
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６３号
福岡県糸島市潤２丁目６番１―603号
債務者　下峰　　榮
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８号
福岡市東区箱崎４丁目２番15―603号
債務者　古閑冨美代
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５号
福岡市西区姪の浜６丁目11番２―502号
債務者　蓑田　聖二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０号
福岡市南区井尻３丁目32番21号
債務者　クリエイティブオフィスレフティこと
毛利　孝博
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４３号
福岡市博多区諸岡５丁目27番35―6308号
債務者　尾嵜　美希
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７９号
福岡市西区姪の浜３丁目12番４―111号
債務者　塚原　　誠（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８２号
福岡市博多区那珂６丁目２番５―205号
債務者　松田仁穂子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８３号
福岡市博多区那珂２丁目５番13号
債務者　松田春子こと　文　　春子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４００号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目６番11―603号
債務者　ＳＫ福泉こと　福泉　孝浩
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２３号
福岡市博多区博多駅前１丁目12番６―701号
債務者　羽田久美子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４０号
福岡市南区花畑２丁目７番26号
債務者　松本　妙子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４６号
福岡市城南区友丘５丁目11番17号
債務者　福島佐葉子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５５号
福岡市博多区美野島２丁目15番14―705号
債務者　梅野　則文
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８４号
福岡市博多区相生町３丁目２番37―203号
債務者　今村　　雅
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８８号
福岡市中央区笹丘１丁目28番31―702号
債務者　渡邉　裕子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９６号
福岡県春日市若葉台東３丁目29番地大産春日ビル703号
債務者　西川　武志
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９７号
福岡市南区西長住２丁目27番15号
債務者　今村　善弘
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部